⑵　基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第１において同じ。）が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ　事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第３において同じ。）が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

三　次のイからへまでに掲げる量を合算した量

イ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を廃止した場合、輸送手段を廃止した場合又は財産の譲渡により他の事業者に工場等若しくは輸送手段を譲渡した若しくは承継した場合おける次の⑴に掲げる量

⑴　割当年度の前年度における割当量に、当該廃止又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数を当該前年度の年間総日数で除して得た値を乗じた量

ロ　特定事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である場合（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合とする。）における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準活動量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

⑵　基準活動量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。